

# まちづくり局職員衛生委員会設置要綱

## (目的)

第1条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の趣旨に基づき、まちづくり局職員（以下「職員」という。）の安全及び衛生に関する事項について審議し、安全衛生管理体制の円滑な運営を図るため、まちづくり局職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、必要に応じ関係局長に意見を述べるものとする。

- (1)職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2)公務災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に関すること。
- (3)職員の健康の増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (4)川崎市職員中央安全衛生委員会や本庁舎職員衛生委員会との連絡及び調整に関すること。
- (5)前号に定めるもののほか、安全衛生に関する重要事項。

## (組織)

第3条 委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長には総務部長、副委員長には川崎市職員労働組合建設支部が推薦するものをもって充てる。

2 委員は前項に定めるもののほか、別表に定めるものとする。

3 委員会には前項までの委員のほか、委員長が推薦する庶務課職員を事務局に充てる。また、事務局は委員を兼ねることができる。

## (任期)

第4条 委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

## (委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員会の委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

## (定足数)

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員長及び副委員長以外の委員については、第3条第2項の規定に適合する職員をもって代理出席することができる。

(議決)

第7条 議決を有する場合、出席者の過半数の賛成をもって決定とする。ただし、委員を兼ねない事務局の職員は議決権を有さない。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表

委員設置場所	委 員
明治安田生命ビルの5階から9階及び11階の各フロア	管理職に相当する職員及び川崎市職員労働組合建設支部に属する職員から各1名
新川崎・鹿島田駅周辺整備事務所	川崎市職員労働組合建設支部に属する職員から1名
登戸区画整理事務所	管理職に相当する職員から1名